

平成23年第3回竹原市議会定例会会議録

平成23年9月16日開議

(平成23年9月16日)

議席順	氏名	出席
1	山元 経穂	出席
2	高重 洋介	出席
3	井上 美津子	出席
4	山村 道信	出席
5	大川 弘雄	出席
6	道法 知江	出席
7	宮原 忠行	出席
8	片山 和昭	出席
9	北元 豊	出席
10	稲田 雅士	出席
11	松本 進	出席
12	吉田 基	出席
13	脇本 茂紀	出席
14	小坂 智徳	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮地 憲二

議会事務局係長 住田 昭徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 4 報告第 7号 竹原市の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 37号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 38号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 7 議案第 39号 竹原市土地開発公社の解散について
- 日程第 8 議案第 40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び竹原市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 41号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 42号 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例及び竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 43号 平成22年度竹原市歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 44号 平成22年度竹原市水道事業決算認定について
- 日程第 13 議案第 45号 平成23年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、報告第7号竹原市の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第7号竹原市の健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本市の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものであります。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であり、赤字額なしとなっております。実質公債費比率につきましては9.9%となっており、将来負担比率につきましては33.5%となっております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業及び公共下水道事業とも資金不足なしとなっております。

なお、これらの比率が健全化基準を上回る場合、財政健全化計画の策定や外部監査等が必要となりますが、本市の比率につきましてはいずれもこれを下回っております。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、議案第37号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第37号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち西川勝利委員が平成23年9月29日をもって任期満了となりますので、その後任委員として中沖明氏を選任いたしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため設置されております。

中沖氏は、昭和44年から本年3月までの42年間、竹原市役所に勤務され、その間、税務課において15年以上事務に従事されるなど、税務に関し深い識見を持っておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第6

議長（脇本茂紀君） 日程第6、議案第38号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第38号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、障害者の就労継続支援のための障害福祉サービス事業所用地として、社会福祉法人若竹会に無償で貸し付けている土地について、平成23年9月30日で貸付期間が満了するため、同法人に引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

無償で貸し付ける土地の概要につきましては、所在地は竹原市田ノ浦3丁目4730番1、面積は1,347.05平方メートル、地目は宅地であります。

社会福祉法人若竹会は、障害者の社会復帰、社会参加を進めるため、就労及び地域活動の場を提供しており、平成23年10月1日から平成28年9月30日まで、引き続き無償貸し付けを行うことにより障害者の活動拠点の充実を図るとともに、就労継続支援のための事業所としての安定した運営に寄与しようとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（脇本茂紀君） 日程第7、議案第39号竹原市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第39号竹原市土地開発公社の解散について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、竹原市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものであります。

竹原市土地開発公社は、昭和49年8月31日に設立し、本市における公共事業の用地先行取得事業、造成事業を実施してまいりました。

しかし、近年における地価の下落や経済の低迷、公共事業の縮小など、公社による土地の先行取得の利点は希薄となってきており、全国的にも土地開発公社の存廃について検討がなされているところであります。

竹原市土地開発公社においても、平成23年6月28日に理事会が開催され、公社の解散について理事全員の同意を得たことから、同公社を解散することとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び竹原市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び竹原市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、スポーツ基本法の制定に伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法の全部を改正し、スポーツに関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものであります。

改正内容につきましては、これまでのスポーツ振興法において定められていた「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に、それぞれ改められたことに伴い、関係条例においてこれらの名称を改めるとともに、引用条項の整理等を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） この議案につきましては、担当の民生産業委員会でも審議をさせていただいたわけでありませけれども、どうしても担当部長以下では答弁できないと、こういうこともございまして、若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

改正前のスポーツ振興法で言えば、第4章1条から23条までなんですよね。ほで、この新たに制定されたスポーツ基本法は、議員提案でなされて成立をしたものでありますけ

れども、1条から35条まで。ですから、32条ふえとると、こういう形になっておるわけですね。

ほで、まず最初に、市長のほうから提案の理由の中でありました国及び地方公共団体の責務のところについて、旧法と新法がどのように変わったのか、この点についてまず最初にお尋ねをさせていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長、答弁。

文化生涯学習室長（西口広崇君） 失礼します。

国と地方の責務ということでございますが、国のほうではスポーツ振興に対する基本計画を策定するというふうな形になっております。それと、地方については地方スポーツ推進計画というものがあまして、これは国のスポーツ基本計画を参酌しまして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとするというふうなうたわれております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 基本的に、今度の新法につきましてはスポーツ振興を国家戦略としてやっていくんだということですよ。それで、おっしゃられるように国においてスポーツ計画を策定すると。こうなっておりますけれども、それだけではなくて、今まで市長がよく言っておられます分権の中では、可能な限り国から地方への義務づけというのを緩和する方向でなされてきたわけですよ。

ところが、今度のスポーツ振興法からスポーツ基本法に変わってくると、さまざまな形で地方公共団体の義務づけがなされるといいますか、例えばスポーツ施設、学校施設も含めてですよ、整備促進もしなきゃならんわけでしょう。ほで、また多様なスポーツをこれも保障をしなきゃならんわけですよ。じゃあ、具体的に申し上げますと、例えば学校施設についていえば、竹原小学校においては体育館ありますけれども、バレーのコートは1面しかとれんわけですね。1面しかとれません。ほで、また最近はやっておりますところのグラウンドゴルフですかね、についても、恐らくはまだ民間では整備をされたところがありますけれども、公共施設、学校施設とかあるいは公共の運動施設、例えばバンブー運動公園等においても整備されてないわけでしょう。だから、さまざまな義務づけがなされてくるんですね。

また、例えば体育指導委員がスポーツ推進委員に変わってくると、スポーツ推進委員さ

んも今までとは変わった新たな義務が課せられてくるはずなんですよ。本来ならば、例えば今までならば、体育指導委員であれば連絡調整とかいろんな義務づけはありませんでしたけれども、今度は出てきますよね、連絡調整等がね、出てくるんですよ。そうしますと、全く今までの法体系といいますか、法を受けて各自治体において実施されるさまざまなものが基本的に変わってくるわけでしょう。そうなってくると、単なるその名称だけの文言規定で済むのかどうかということが問題になってくるんですよ。

ほで、一方において、当然このスポーツ基本法においても学校施設におけるそうした体育施設の整備等をうたっとるわけですから、そうしますと竹原市におきましては本議会においてもさまざまな形で提起をされました小中の一貫校、そして当然それを整備するためには学校の統廃合という問題も出てくるわけでしょう。そうしますと、さまざまな竹原市におけるこの問題というのが、このスポーツ基本法を根拠にして立論が立てられるといたしますか、もっといえば政策課題がさらに広がってくるわけでしょう。そうしますと、やはり私は説明責任という意味においても、余りにも機械的、形式的に流れて、まさに私が政策立案能力のところで申し述べた、国法を受けて竹原市条例をどう整備するかという問題にかかわってくるわけですよ。そうでしょう。単なる文言の修正ということだけでは済まない話なんですよ。

ほで、そうしたさまざまな具体的な問題も含めて、このスポーツ振興法をどのように竹原市が受容をしていくのかということが今私は問われなきゃならんと思うんですよ。相当な財政的な負担とかということも出てきますからね。ですから、そこら辺について、市長部局のほうでぜひとも責任ある答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、議員のほうから御指摘をいただいたところでございます。

それで、スポーツ振興法からスポーツ基本法に全面改正をされて、その基本理念等も大幅に変わってきていると。現在のスポーツに関する社会情勢等を含めて新しい基本法の中に盛り込まれているという状況がございます。

その中で、地方公共団体としての役割としましては、地方スポーツ推進計画というのを定めるように努めるというふうになっております。今言われましたそのスポーツ基本法に基づいて具体的な計画をその中で定めていく中で、課題等も含めながらさまざまな検討をさせていただいて、そのような方向で進めていきたいと。計画を定める中で進めていき

いというふうに考えておりますので、ひとつ御理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） スポーツ基本法で言えば10条ですね、10条でスポーツ推進計画ですね。ほで、それと13条で学校施設の利用ですよね。これもあります。ほで、ちょっと読ませていただくと、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないと、こうなりますよね。ですから、それは連動してきますからね。ほで、あわせて第2節で、第21条になりますけれども、多様なスポーツ機会の確保のための環境の整備もうたわれておりますから、当然そこら辺が連動して総合的な推進計画といいますか、ということにならなければならないと思うわけです。

ですから、私は必要な文言の訂正は必要だと思っておりますけれども、ですからそうしたスポーツ推進計画の策定については議会とも、当然担当委員会とも十二分な連携をとりながら慎重な策定作業を進めていただきたいと思いますと思いますが、できれば最後になりますんで市長のほうからそこら辺の決意も込めて思いを語っていただければと思いますんで、よろしく願いします。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびのスポーツ基本法の制定にかかわっての御質問でございます。

先ほど来御答弁申し上げましておるように、この基本計画については国の計画に基づいて地方計画を策定しなければならないという中で、議員御指摘のとおり今の分権社会の中でさまざまな社会経済情勢が変わりつつあります。そういった中で、スポーツ基本法の理念に基づいた施設整備については、使用の内容あるいは現在の使用の拡充といったようなことから、いろんなハード、ソフトの事業の見直しが求められるところでございます。

そういった状況の中で、今後市においては、こういった基本計画の理念に基づいて現計画との整合性も、あるいは関係者、もちろん市議会にも御相談しながらこの事業を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第41号竹原市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第41号竹原市税条例等の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、個人の市民税に係る寄附金税制における寄附金税額控除の適用下限額を引き下げることとし、また肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数の見直しを行うとともに、その適用期限を平成27年度まで延長するほか、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を2年間延長するものであります。

また、不申告に関する過料について、過料の額を現行の3万円以下から10万円以下に引き上げるとともに、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税に係る不申告に関する罰則規定を設けることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 市長の提案を受けて、2点ほど質問をしてみたいというふうに思っています。

参考資料の中に説明がありますけれども、私は今回の市税条例等の改定によって竹原市

の税収に大きな影響を与えるのは、参考資料の11ページにあります(2)の要するに株等の配当所得等の軽減税率の延長と、これが大きな影響、軽減ですから税収減という方向での影響だと思いますけれども。1つは、この具体的な株の譲渡にかかわっての軽減税率の延長でどれだけ影響があるのかと。税率、税額等をこの場で伺っておきたいと思えます。

それから、2点目の質問は、国がこういった税の改定ということで指導されているのはわかるんですけども、地方自治を考える場合、地方自治の本旨ですね、住民の福祉向上という地方自治の第一義的な仕事、任務を考える場合、こういった軽減税率の延長でいいのかどうかということで、そもそも論になるかと思えますけれどもお聞かせ願いたいということが2つ目の点でありまして、具体的にはこれまで国の施策によって年金生活者、給与所得者でもありますけれども、特に年金生活者等の各種控除が廃止される、削減されるということをこれまでやってきました。私もいろいろ意見を上げることがありましたけれども、これによってどういう影響が出ているかということを紹介しながら質問にしたいと思うんですけども、例えば年金生活者、200万円の方が、従来各種控除が削減される以前は、200万円の厚生年金の年金生活者で市民税は均等割はかかっておりませんでした。しかし、これが各種控除の削減、縮小によって200万円の年金生活者も均等割がかかってしまうという、私からいえば増税ということになるんですけども、こういったこれだけではないんですね。

ほかに影響が出るというんで一言紹介しておきたいのは、私も相談を受けましたけれども、緊急通報装置ですね。これが今竹原市内で二百数十件利用されていると思うんですが、その15%余りが定額の負担と新たに市民税の課税か非課税かによって負担がふえているわけですね。ですから、定額負担、たしか800円だったと思えますけれども、緊急通報装置の利用者の定額負担800円プラスに、もう一つは市民税がかかっているか非課税かかかっていないかによって1,300円の新たな負担がかかるかどうかということが私も経験しました。

ですから、さっき言った各種控除が廃止縮小されて市民税の均等割がかかる、それと連動して、緊急通報装置の負担も1,300円新たに、非課税だったら要らないのに均等割がかかるために1,300円の新たな負担がかかってくる。その方は、結局通報装置の利用をキャンセルされました。これは住民税とのかかわりで、今国がやってきた一つの例であります。

だから、こういった例が本当にいいのかということで私は各種控除の廃止は国の施策であるけれども市民税のときには反対をしてきました。それと一方では、こういった株の譲渡の株の配当所得の軽減税率を延長すると。だから、本来私は給与所得にしても年金生活者にしても、生計費ですかね、生計費は非課税、そういった生活に係るんは非課税というな分が私は本来の姿だし、税金についても所得やこの市民税についても、本来はもうけは高額所得者、たくさん事業でもうけた人、こういったもうけに応じて応分の負担をしていただく、これがやっぱり本来の原則のあり方だと、私はそういった考えを持っております。

ですから、2点目として聞きたいのは、こういったさっき言った年金生活者の例で各種控除の廃止で住民税が均等割がかかってくる、緊急通報装置などの新たな負担もかかっている。だから、ここは均等割の4,000円、通報装置の1,300円の新たな負担、これを軽いと考えるのか、年金生活者から見たら大変な重たい負担になっているというのが私の実感なんです。

そういった一方がありながら、今回のような所得の株でもうけたところには税金を軽減する、それをまた2年間延長する。これが本当にどうなのかなという2点目の考えを、ぜひお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 松本議員の御質問に対しまして御答弁申し上げます。

まず、1点目の上場株式等の軽減税率の本則化しないことによる市税収入に対する影響という御質問でございます。

平成23年度課税におきます上場株式に係る所得金額は全体で約5,500万円ありますので、その額をもちまして影響額を試算いたしますと、市民税におきましては本則税率の3%と軽減税率の1.8%の差でございます1.2%を、その5,500万円に乗じた額の66万円が影響額になると見込んでいるところでございます。

続いて、2点目の御質問、こうした見直しがよいのかどうかというような観点の御質問だと思いますが、この上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率適用の期限延長についてですが、まずこの軽減税率の導入の経緯といたしましては、平成21年度に経済の持続的な成長を支える資金の供給促進を図る観点から講じられたものでありまして、この軽減税率は平成23年12月31日をもって廃止される予定となっております。しかしながら、経済の持続的な成長を支える資金の供給促進に係る政策適用性は引き続き大

きいということを踏まえまして、軽減税率による特例措置の適用期間が平成25年12月31日まで延長されたものでございます。本市といたしましても、こうした改正の趣旨にのっとりまして改正を行うものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと2点目の件で、要するに影響は確かに66万円の税収減になるという推定でありました。

私あえて聞きたいのは、国の施策でこういうことが措置されているというのはわかるんですけども、1つは地方自治の本旨という面を見て、今の市民の暮らしから見て、さっき言った1つのこれは例でこれがすべてではありませんけれども、わかりやすい面で住民税が均等割が今までなかった、200万円の年金生活者でね。各種控除が廃止される以前は200万円の人も均等割がかからなかった人が、新たに均等割の増税ということに今なっている。この増税プラスにさっき言った、たまたま緊急通報装置の利用されている、私からしたらこの装置のほうに本当にひとり暮らしの方がいざというときに設けられた制度でこの制度自体は大変いいことだと。しかし、利用しようと思っても、一たん申し込んだら均等割の税金がかかっているから1,300円の新たな定額負担プラス1,300円のあれがかかっているということなんですね。ですから、端的な言い方をすれば、その減収の66万円もストップすれば、それだけ減収がストップして市の税収がふえれば、ここに使えるということになるかどうかわかりませんが、1つはそういった命にかかわるような新たな施策と申しますか、そういったことにもやってしかるべきじゃないかなということで、今住民税の市民税の増税が均等割の新たにかかった負担が緊急通報装置という具体的な例でこういう市民の生活を苦しめているという面から見て、私は税のあり方がどうなかと。

だから、そこはもう一度ちょっと答えていただきたいのは、私は税のあり方はもうかった人には応分の負担を出していただく。しかし、生活の本当にわずかな年金生活者の生計費には非課税という原則と申しますか、これはいろいろ考えがあるんでしょうけども、本当に暮らしにかかわる税金をこれ以上負担させてはいけないという面から見て、私は今回の株でのもうけの軽減税率はおかしいんじゃないかということに対して市長部局はどう考えているんかということをお尋ねしているわけでありますから、ぜひお答えいただきたいなど。

議長（脇本茂紀君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） このたびの市税条例の改正につきましては、地方税法等の一部

が改正されたことに伴いまして行うものでありまして、国の改正の趣旨にのっとり市としても必要な対応をするものと考えております。よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 説明が十分でないんでしょうけれども、少なくとも軽減税率の延長ということは経済の持続的な成長だという説明が確かにありましたよね。私が言いたいのは、市民の、特にさっき言うと具体的な例でいえば、高齢者の生活がこういった状況になっている。苦しい状況になっている。これで、そういった状況がありながら今回の軽減税率を延長すると。だから、経済のどこの成長というんですかね。どこに目を置いたやっぱり政策になっているのかなという面では私は大変問題があると。ですから、国の施策なんだけれども、さっき言った地方自治の本旨からすれば、私はこういった株のもうけでの軽減税率はやめるべきじゃないかと。ことしの12月で本来廃止になったわけですから、そういったすべきじゃないかなという立場から、この議案第41号の延長には反対をしていきたいというふうに思います。

議長（脇本茂紀君） これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第42号竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例及び竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第42号竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例及び竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理

由を御説明申し上げます。

本案は、放送法等の一部が改正されたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、放送法に定める放送の定義が改められたことなどに伴い、条例中の用語の整理等を行うとともに、都市計画に定める風致地区内及び伝統的建造物群保存地区内において、条例に規定する建築等の行為をする場合に、行為者が市長または教育委員会に事前通知をする必要がある行為として、有線テレビジョン放送の用に供する線路などの施設の設置または管理に係る行為などを加えるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 ・ 日程第 12

議長（脇本茂紀君） お諮りいたします。

日程第 11、議案第 43 号平成 22 年度竹原市歳入歳出決算認定について並びに日程第 12、議案第 44 号平成 22 年度竹原市水道事業決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、2 議案を一括議題とすることに決しました。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 平成22年度の竹原市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、平成23年8月22日付をもちまして審査意見書を提出していただきましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

以下、各会計の決算の概要を御説明いたします。

一般会計決算から御説明いたします。

歳入決算額は141億3,702万7,000円で、予算現額に対する収入割合は93%であり、歳出決算額は137億3,816万8,000円で、予算現額に対する執行率は90.4%であります。したがって、歳入歳出差し引き額は3億9,885万9,000円となり、このうち5,130万円を繰越明許費として平成23年度に繰り越す財源といたしております。

この歳入決算における科目別の主なものの概要であります。市税につきましては、予算現額40億6,502万1,000円に対し、決算額は40億6,604万6,000円となり、予算現額に対し100.1%の収入率となっております。また、調定額44億1,179万7,000円に対する収納率は92.2%であり、なお多額の収入未済額がありますので、今後とも収納率向上に努めてまいります。

地方交付税につきましては、予算現額24億5,700万円に対し、決算額は25億9,051万6,000円となっております。

普通交付税の決算額につきましては20億7,700万円、特別交付税の決算額につきましては5億1,351万6,000円であり、前年度と比較して普通交付税において1億9,070万1,000円の増、特別交付税において2,401万5,000円の増となっております。

分担金及び負担金につきましては、予算現額2億8,792万2,000円に対し、決算額は2億6,872万8,000円となっております。また、調定額2億7,715万7,000円に対する収納率は97%で、収入未済額は841万7,000円となっております。その主なものは保育所負担金等であり、今後とも収納率向上に努めてまいります。

使用料及び手数料につきましては、予算現額1億2,933万4,000円に対し、決算額は1億2,787万8,000円となっております。また、調定額1億5,562万3,000円に対する収納率は82.2%で、収入未済額は2,318万1,000円となっております。今後とも住宅使用料等収納率向上に一層努力してまいります。

国庫支出金につきましては、予算現額27億8,250万6,000円に対し、決算額は24億2,056万9,000円となっておりますが、1億1,554万1,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、実質2億4,639万6,000円の減になります。

県支出金につきましては、予算現額10億4,531万1,000円に対し、決算額は9億9,185万3,000円となっておりますが、3,005万円については繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、実質2,340万8,000円の減になります。

繰入金につきましては、予算現額1億4,119万9,000円に対し、決算額は874万円となっております。これは都市基盤整備基金繰入金1億2,786万円の減などによるものであります。

市債につきましては、予算現額24億7,558万7,000円に対し、決算額は18億3,128万7,000円となっておりますが、9,735万円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、実質5億4,695万円の減になります。

次に、歳出であります。予算現額152億44万8,000円に対し、決算額は137億3,816万8,000円となります。執行率は90.4%であります。予算現額のうち2億9,624万1,000円、率で1.9%について繰越明許費として翌年度へ繰り越しておりますので、これを加算しますと92.3%の執行率になります。

この歳出決算の科目別不用額500万円以上の主な費用について、その概要を説明いたします。

議会費につきましては、予算現額1億4,066万5,000円に対し、決算額は1億3,540万3,000円となり、526万2,000円の不用額であります。これは旅費などの減によるものであります。

総務費につきましては、予算現額32億7,662万8,000円に対し、決算額は30億934万6,000円となり、2億6,728万3,000円の不用額であります。

これは、一般管理費において庁舎機器管理経費541万3,000円、電算管理費において地域情報通信基盤整備に係る工事請負費2億1,944万6,000円の減が主なものであります。

民生費につきましては、予算現額42億3,726万8,000円に対し、決算額は40億9,835万2,000円となり、1億3,891万6,000円の不用額となりますが、翌年度への336万5,000円の繰り越しをしておりますので、実質1億3,555万1,000円の不用額であります。これは、社会福祉総務費において国民健康保険特別会計などに対する繰出金2,644万8,000円、障害者福祉費において介護給付費などの扶助費935万9,000円、老人福祉費において施設入所措置の扶助費972万6,000円、保育所費において私立保育所や保育所耐震業務などに対する委託料952万6,000円、生活保護費において各扶助の減による扶助費3,411万9,000円の減が主なものであります。

衛生費につきましては、予算現額8億7,219万2,000円に対し、決算額は8億1,902万5,000円となり、5,316万7,000円の不用額であります。これは、予防費において新型インフルエンザなどに対する予防接種委託料782万3,000円、環境衛生費において合併処理浄化槽設置整備事業などに対する補助金624万1,000円、母子保健費において検診委託料651万8,000円、清掃総務費において広島中央環境衛生組合に対する負担金2,081万1,000円の減が主なものであります。

労働費につきましては、予算現額2億1,301万2,000円に対し、決算額は2億1,136万円となり、165万2,000円の不用額であります。

農林水産費につきましては、予算現額2億5,097万5,000円に対し、決算額は2億3,092万1,000円となり、2,005万4,000円の不用額となりますが、翌年度へ1,010万円を繰り越しておりますので、実質995万4,000円の不用額であります。

商工費につきましては、予算現額4億7,440万9,000円に対し、決算額は4億7,341万円となり、99万9,000円の不用額であります。

土木費につきましては、予算現額17億2,900万円に対し、決算額は14億7,096万9,000円となり、2億5,803万1,000円の不用額となりますが、翌年度へ1億8,736万円を繰り越しておりますので、実質7,067万1,000円の不用額であります。これは、港湾建設費において県営事業負担金1,392万2,000

円、土地区画整理事業費において補償補填及び賠償金647万9,000円、公共下水道事業において公共下水道事業特別会計に対する繰出金1,369万3,000円の減が主なものであります。

消防費につきましては、予算現額5億2,660万円に対し、決算額は4億9,001万4,000円となり、3,658万6,000円の不用額であります。これは、常備消防において常備消防事務に係る委託料2,571万6,000円の減が主なものであります。

教育費につきましては、予算現額21億5,141万1,000円に対し、決算額は16億969万1,000円となり、5億4,172万円の不用額であります。これは、小学校教育費学校管理費において小学校校舎耐震に係る測量設計等業務委託料1,626万1,000円、工事請負費2億1,694万4,000円、中学校費学校管理費において中学校校舎耐震に係る工事請負費2億4,925万円の減が主なものであります。

災害復旧費につきましては、予算現額3億460万8,000円に対し、決算額は1億7,567万円となり、1億2,893万8,000円の不用額であります。これは、農林水産施設災害復旧費において災害復旧のための測量設計等業務委託料764万6,000円、工事請負費3,023万5,000円、公共土木施設災害復旧費において災害復旧のための工事請負費674万円の減が主なものであります。

公債費につきましては、予算現額10億1,882万円に対し、決算額は10億1,400万7,000円となり、481万3,000円の不用額であります。これは一時借入金の償還利子の減によるものであります。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額38億3,026万円に対し、決算額は36億8,988万1,000円となり、1億4,037万9,000円の減となっております。

国民健康保険税の収納状況につきましては、調定額8億9,646万8,000円に対し、決算額が6億2,380万9,000円となり、収納率は69.6%で、収入未済額は2億5,608万7,000円となっております。国民健康保険税が保険給付の主要な

財源になることを踏まえ、今後も保険財政安定化のため、収納率向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額38億3,026万円に対し、決算額は35億3,817万7,000円となり、執行率92.4%で、2億9,208万3,000円の不用額であります。これは一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費における医療費が見込みより減となったことに伴う負担金9,745万1,000円、出産育児の一時金801万円、後期高齢者支援金における負担金1,957万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金における負担金5,534万4,000円、保健事業費における特定健康診査委託料1,476万5,000円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は1億5,170万4,000円の黒字決算になります。

次に、貸付資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1,460万6,000円に対し、決算額は1,229万円となり、231万6,000円の減となっております。

そのうち、貸付金元利収入につきましては、調定額6,162万3,000円に対し、決算額は1,146万6,000円となり、収入未済額は5,015万7,000円となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額1,460万6,000円に対し、決算額は1,229万円となり、執行率は84.1%で、231万6,000円の不用額であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、老人保健特別会計について御説明をいたします。

歳入につきましては、予算現額1,043万7,000円に対し、決算額は1,003万4,000円となり、40万3,000円の減となっております。

歳出につきましては、予算現額1,043万7,000円に対し、決算額は1,003万4,000円となり、執行率は96.1%で、40万3,000円の不用額であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、港湾事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4,551万5,000円に対し、決算額は4,333万2,000円となり、218万3,000円の減となっております。

歳出につきましては、予算現額4,551万5,000円に対し、決算額は3,987

万4,000円となり、執行率は87.6%で、564万1,000円の不用額であります。

以上により、実質収支は345万8,000円の黒字決算になります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4億9,463万円に対し、決算額は4億5,702万1,000円となり、3,760万9,000円の減となっております。

下水道受益者負担金の収納状況につきましては、調定額3,056万7,000円に対し、決算額が2,543万6,000円となり、収納率は83.2%で、収入未済額は464万3,000円となっております。

また、下水道使用料の収納状況につきましては、調定額4,587万1,000円に対し、決算額が4,416万円となり、収納率は96.3%で、収入未済額は171万1,000円となっております。

歳出につきましては、予算現額4億9,463万円に対し、決算額は4億5,702万1,000円となり、執行率は92.4%で、3,760万9,000円の不用額であります。これは、建設費において測量設計等業務委託料952万1,000円、工事請負費2,246万7,000円の減が主なものであり、以上により歳入歳出同額の決算となります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明をいたします。

本会計につきましては、公共用地の先行取得を必要とする事態が生じた場合、それに対応するためのものでありますが、平成22年度においてはそのような事態が生じなかったため、活用しなかったものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額31億3,579万3,000円に対し、決算額は30億5,153万4,000円となり、8,425万9,000円の減となっております。

介護保険料の収納状況につきましては、調定額5億1,476万5,000円に対し、決算額が5億521万9,000円となり、収納率は98.1%で、収入未済額は918万円となっております。介護保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点から、収納率向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額31億3,579万3,000円に対し、決算額は30億5,153万4,000円となり、執行率は97.3%で、8,425万9,000円

の不用額であります。これは、介護サービスの利用者が見込まれるより少なかったことによる負担金4,845万4,000円の減が主なものであります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額3億8,430万8,000円に対し、決算額は3億8,030万7,000円となり、400万1,000円の減となっております。

後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、調定額2億7,309万2,000円に対し、決算額が2億7,100万8,000円となり、収納率は99.2%で、収入未済額は235万6,000円となっております。後期高齢者医療保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも、収納率向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額3億8,430万8,000円に対し、決算額は3億7,981万1,000円となり、執行率は98.8%で、449万7,000円の不用額であります。

以上により、実質収支は49万6,000円の黒字決算になります。

以上、各会計について決算の概要を御説明申し上げましたが、平成22年度の一般会計の決算は、地域情報通信基盤整備や小・中学校校舎の耐震補強などの大型投資的事業や国の子育て施策の拡充による子ども手当の支給などにより、前年度と比較して約7%の増加となりました。

収支の状況につきましては、地域活性化や地域ニーズへの対応を目的として臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額が昨年度に引き続き増加したことにより一般財源収入が増加し、またこの地方交付税の増加などに伴う歳計剰余金を財政調整基金へ積み立てたことにより基金総額が増加いたしました。

こうした中で、本市の財政状況は、地方公共団体の財政健全化に関する法律で算定及び公表が義務づけられた健全化判断比率など、各種財政指標は引き続き良好な値を示しておりますが、経常収支比率につきましては改善傾向にあるものの、依然として厳しい状況にあります。今後においても、少子・高齢、人口減少社会への移行、地域主権改革または多様化する市民ニーズの対応、公共施設の老朽化など、これらの課題に対応するための経費の増加が見込まれております。

さらに、長引く景気の低迷に加え、本年3月に発生した東日本大震災による影響によ

り、今後の社会経済情勢は厳しい状況になることが予想されています。国は、この厳しい状況に対応するため、中期財政フレームを見直し、震災からの復旧復興を最優先の課題とした上で、社会保障と税の一体改革や基礎的財政収支の対象経費について恒久的な歳出削減を行うことなどを示したところであります。

こうしたことを踏まえ、本市の目指す将来像である「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けた施策を推進するため、監査委員の審査意見に十分配慮しつつ、計画的で効率的な財政運営を推進し、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組みを進めていく所存であります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、御認定のほどお願い申し上げます。

次に、平成22年度竹原市水道事業決算認定について、提案の理由を御説明申し上げます。

この決算の内容につきましては、去る7月29日、監査委員の審査が終了いたしましたので、ここに監査委員の審査意見書及び各種参考資料を添えて、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。

決算の概要であります。まず損益勘定について申し上げますと、消費税計算に伴う税込み額で、収入総額8億4,914,000円に対し、支出総額7億4,680万6,000円で、差し引き5,810万8,000円の当年度利益を算出しておりますが、税抜き額で申しますと、収入総額7億6,714万円に対し、支出総額7億1,968万8,000円で、差し引き4,745万2,000円の当年度純利益を算出しております。

その内訳としましては、まず収益であります。一般用では、前年度と比較し、3万5,764立方メートル増加し、また工業用水については18万9,697立方メートル増加したことにより、給水収益全体で前年度と比較して税抜き額で4,311万6,000円の増加となっております。

次に、支出につきましては、前年度と比較し費用が増加したものは、税抜き額で減価償却費2,961,000円、修繕費3,757,000円、資産減耗費3,021,000円などであり、一方、前年度と比較して費用が減少したものは、税抜き額で職員給与費74万5,000円、支払い利息3,686,000円、動力費84万6,000円、薬品費26万6,000円、受水費94万4,000円などとなり、前年度と比較して65万1,000円の費用増加となっております。1立方メートル当たりの給水原価につきましては131円92銭で、前年度と比較して5円57銭の減少となっております。

次に、資本勘定について申し上げますと、税込み額で収入総額1,917万円に対し、支出総額3億68万5,000円で、差し引き2億8,151万5,000円の不足を生じておりますが、この補てん財源といたしましては、減債積立金3,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,045万1,000円、過年度分損益勘定留保資金6,247万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億7,859万3,000円で補てん経理をいたしました。

資本的支出の主な事業内容を申し上げますと、田万里第1、第2加圧ポンプ所テレメーター改良工事を初め、漏水防止対策及び老朽施設の更新事業の実施、ポンプ施設、老朽配水管の布設がえなど、水源設備整備及び配水設備整備等、総額2億819万2,000円の工事を施工し、市内全般にわたり円滑な給水体制の確保に努めてまいりました。

その他、委託料1,078万9,000円、量水器新設費43万6,000円、企業債償還金8,079万1,000円、固定資産購入費47万8,000円をそれぞれ支出経理いたしました。

次に、資本的収入の主なものにつきましては、工事負担金614万8,000円、消火栓設置費負担金300万円、竹原工業流通団地負担金1,002万2,000円をそれぞれ収入経理いたしております。

以上、収益的収支及び資本的収支の概要を御説明いたしました。

次に、財政状況につきましては、貸借対照表の内容を申し上げますと、資産総額48億3,450万3,000円、負債総額2億2,756万8,000円、差し引き資本総額46億693万5,000円となっております。

次に、剰余金処分といたしましては、当年度未処分利益剰余金5億7,987万5,000円のうち、減債積立金3,000万円を処分案といたしております。

次に、監査委員による御指摘、御要望のありました事項につきましては、その意を十分酌み取り、公営企業の基本原則であります経済性を常に発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう一層の努力を傾注する所存であります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、御認定のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

まず、議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって議案第43号平成22年度竹原市歳入歳出決算認定に

ついでに質疑を終結いたします。

次に、議案第44号平成22年度竹原市水道事業決算認定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって議案第44号平成22年度竹原市水道事業決算認定についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号並びに議案第44号については6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号並びに議案第44号については6名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において高重洋介君、井上美津子さん、山村道信君、道法知江さん、宮原忠行君、松本進君、以上6名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第13

議長（脇本茂紀君） 日程第13、議案第45号平成23年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第45号平成23年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費において、住民協働支援事業に要する経費として自治サポート助成金750万円を追加計上しております。

民生費においては、障害者援護事業に要する経費として発達障害者支援環境整備事業補助金100万円、その他の福祉に要する経費としてふれあいサロン機能強化事業補助金400万円、児童相談員等に要する経費として児童扶養手当505万6,000円、母子父子家庭援護に要する経費として母子高等技能訓練促進事業給付金253万8,000円、合わせて1,259万4,000円を追加計上しております。

災害復旧費においては、5月下旬の大雨により被災した農林水産施設の災害復旧事業として農地2カ所の復旧経費300万円を新たに計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として分担金及び負担金105万円、国庫支出金358万8,000円、県支出金500万円、諸収入750万円を追加計上するとともに、一般財源として前年度繰越金595万6,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,309万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ128億2,532万4,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成23年第3回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員